

各務原市雑誌スポンサー制度要項

(平成22年7月12日決裁)

1. 雑誌スポンサー制度の目的

この雑誌スポンサー制度は、図書館の雑誌に民間企業等の情報発信を組み込み、新たな図書資料等を確保することにより、各務原市立中央図書館雑誌コーナーの充実を図ることを目的とする。

2. 雑誌スポンサー制度の内容

雑誌スポンサーから雑誌の購入費用を負担してもらい、購入した雑誌を各務原市立中央図書館に配架する。雑誌の配架位置は、各務原市立中央図書館が決定する。

提供雑誌の最新号カバー表面にスポンサー名を表示し、裏面にはスポンサーの希望により広告を掲示する。

3. 雑誌スポンサーの対象

雑誌スポンサーは、企業・商店・団体等を対象とし、個人からの雑誌提供は対象としない。また、次の各号に定める業種又は事業者に係るものであるときは、雑誌スポンサーの対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこの製造販売
- (5) ギャンブルにかかるもの
- (6) 規制対象となっていない業種で社会問題を起こしている業種や事業者
- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生手続中又は更生手続中の事業者
- (9) 各種法令に違反しているもの
- (10) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (11) 暴力団又は暴力団の構成員その他これらに準ずるもの
- (12) その他市長が不適當であると認めるもの

4. 雑誌の選定

(1) 雑誌スポンサーは、各務原市立中央図書館と協議の上、提供する雑誌を選定する。

(2) 雑誌スポンサーが提供する雑誌が休刊などにより変更する場合は、各務原市立中央図書館と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えるものとする。

5. 広告の規格、表示方法

提供雑誌の最新号カバー表面については、スポンサー名等の表示とする。
表示の大きさは、縦4 cm、横13 cm以内で、地色は白色、文字は黒色とする。
貼付位置は、最新号カバー中央より下部とする。
裏面に掲示する広告は、最新号カバーに収まるA4版以下のサイズのものとし、スポンサーが作成した片面印刷のものを使用する。

6. 掲示する広告の範囲

提供雑誌の最新号カバー裏面に掲示する広告の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲示の対象としない。（各務原市広告掲載要綱第6条参照）

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) その他掲示する広告として不適當であると市長が認めるもの

7. 広告掲示の期間

広告掲示の期間は原則として、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

8. 雑誌スポンサーの申込方法

雑誌スポンサーの申し込みをしようとする企業・商店・団体等は、各務原市雑誌スポンサー制度申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、各務原市立中央図書館に持参、ファクシミリ、または郵送のいずれかの方法により申し込むものとする。

8-2. 電子申請等

前項の規定による申し込みは、同項に規定する方法に代えて、市のウェブサイト上の専用入力フォームに必要な事項を入力し、送信する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができる。

9. 雑誌購入代金の支払方法

雑誌スポンサーは、次の各号に定める雑誌購入代金の支払方法により、各務原市立中央図書館が指定する納入業者に直接支払うものとする。

- (1) 支払いは、一括払いとする。
- (2) 振込み手数料は、雑誌スポンサーの負担とする。

附 則

この要項は、令和6年12月25日から施行する。